

## 第 9 号議案

亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び  
亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

亀岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 2 7 号）及び亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 5 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 9 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び  
亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

（亀岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「3 分の 1 を減債積立金に、3 分の 1 を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる」を「全部又は一部を積立金に積み立てることができる」に改める。

第 8 条第 3 項を削る。

（亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和55年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる」を「全部又は一部を積立金に積み立てることができる」に改める。

第8条第3項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市水道事業の設置等に関する条例及び  
亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、資本剰余金の処分  
の方法において、固定資産についてのみなし償却制度に係る規定  
を廃止すること。
- 2 効果的な事業の運営を図るため、利益の処分について、積立金  
への積立方法の見直しを行い、積立割合を改正すること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。